

市町村の情報通信基盤整備に対する県の支援スキーム例

- 補助率 国庫補助、交付税措置を除いた市町村負担金額の1/2
 補助方式 ・地方債の償還金に対し補助
 ・起債しない場合は所用事業費に対し補助
 (国の補助制度や地方債が活用可能な事業については、それらを優先的に充当し、事業費が少額等で起債しない場合に適用)

パターン1「国庫補助(情報通信利用環境整備推進交付金)＋過疎債」

国 33.3%	過疎債 66.7%		
	交付税 70% (46.7%)	自己財源 30% (20.0%)	
国 33.3%	交付税 46.7%	県 10%	市町村 10%

パターン2 情報通信利用環境整備推進交付金が活用できない場合

2-1 辺地債

起債充当率 100%			
交付税 80%		自己財源 20%	
交付税 80%		県 10%	市町村 10%

2-2 過疎債

起債充当率 100%			
交付税 70%		自己財源 30%	
交付税 70%		県 15%	市町村 15%

2-3 合併特例債

起債充当率 95%				自己財源
交付税 70% (66.5%)		自己財源 30% (28.5%)		5%
交付税 66.5%		県 14.25%	市町村 14.25%	市町村 5%
		市町村 16.75%		県 2.5%
		県 16.75%		

2-4 地域情報通信基盤整備事業

起債充当率 90%				自己財源
交付税 30% (27%)		自己財源 70% (63%)		10%
交付税 27%		県 31.5%	市町村 31.5%	市町村 10%
		市町村 36.5%		県 5%
		県 36.5%		